陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　４７　号
件　　名	市民病院の法律相談に関する報酬の予算執行を適正に行うことについて
要　　旨	市民病院は，新たに法律相談に関する報酬を計上しているが，市の財務課は口頭意見陳述の席上，「一般会計から支出されていれば，不適切である。市民病院に聞いた結果，一般会計から支出されていないと回答があったので問題ない。」と答えていた。 しかし，市民病院の担当者は，「支出は銀行口座から引き出されるが，一般会計からか，病院の事業収益からかは区別されない。実際は一般会計から支出されているのか，事業収益から支出されているかわからない。」と話している。 病院は，平成 27 年から法律相談に関する報酬が予算計上されているが，これは従来，病院職員がみずから行っていたものを，弁護士に依頼することにしたための経費である。 以上のことから次のことを求め陳情いたします。 記 １　一般会計からか事業収益からの支出かを明確にすること。 ２　法律相談に関する報酬が本当に必要な経費なのか手順を踏んで検討し，承認を受けること。
付託年月日 委員会	令和元年 12 月 12 日　第１項 第２項　市民厚生常任委員会
受　　理	令和元年 11 月 29 日　第 464 号